

高知市食品加工継続支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年2月20日

高知市長 桑 名 龍 吾

## 高知市食品加工継続支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を守るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第55条第1項に基づく許可を取得し、引き続き営業を継続するための施設及び機器の整備等を行う者に対して、高知市食品加工継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 第5条第1項の申請の日において、本市に住所又は主たる事業所を有し、かつ、本市の区域内において、補助金の交付を受けて前条の目的を達成するための施設及び機器の整備等を行う者
- (2) 法に基づく営業（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型そうざい製造業、液卵製造業及び食品の小分け業に限る。）を営む者（令和3年6月1日以降に当該営業を開始した者を除く。）
- (3) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の完了日までに、高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）第4条に規定する基準を満たし、法第55条第1項に基づく市長の許可を取得する者
- (4) 県税、市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、補助対象者が実施する別表に定める事業とする。ただし、次条に定める補助対象経費が150,000円に満たない補助対象事業は、補助金の交付の対象としない。

2 補助対象者は、補助対象事業を実施しようとするときは、高知県が行う契約手続の取扱いに準ずることとする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費とする。

2 補助金の額は、別表に定める補助金額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）又は補助上限額を限度として予算の範囲内において、市長が認める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは補助金交付決定通知書（様式第2号）により、適当でないときとは所定の補助金交付却下通知書により当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の補助金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更承認等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次に掲げる変更等をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の中止又は廃止

(2) 補助対象経費の増額

(3) その他補助事業の内容の重要な部分に変更が生じると市長が認める場合

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更等の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(繰越承認申請)

第9条 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定の日の属する年度内に完了しないと見込まれる場合は、繰越承認申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、繰越しの可否を決定し、所定の繰越承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が補助金の交付決定の日の属する年度内に完了しないときは、当該年度の3月25日までに、年度終了実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて市長に報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第1項又は前項の報告に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 補助事業者は、前条に規定する補助金額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助事業について必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第9号）に関係書類を添えて市長に請求しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り

消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

#### (補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該確定した補助金との差額の返還を命じなければならない。

3 第5条第2項ただし書の規定により交付申請をした補助事業者は、第10条第1項の報告の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（同条第3項の規定により減額して報告した場合は、減額した金額を超える金額）を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

#### (財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、所定の財産管理台帳を作成し、補助事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用に努めなければならない。

2 補助事業者は、財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の規定に基づき市長の承認を受けて財産を使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

#### (調査等)

第17条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

#### (整備保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類については、当該処分制限期間を経過するまで保管しなければならない。

#### (グリーン購入)

第19条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県グリーン購入基本方針（平成13年4月1日高知県制定）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

#### (その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年2月20日から施行する

## 別表

補助対象事業	補助対象経費	補助金額	補助上限額
高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）第4条に規定する基準を満たし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に基づく市長の許可を取得するために必要な施設及び機器の整備等	建物の建築・改修、 構造物の整備・改修 及び機器等の導入に 要する経費（消費税 及び地方消費税の額 を除く。）	補助対象経費の 3分の2以内	個別施設 1件当たり1,000千円 共同施設 1件当たり2,000千円

## 備考

- 1 個別施設とは、個人や法人が自らの営業のために利用する施設で、市長が認めるものとする。
- 2 共同施設とは、地域団体・グループ等が利用する施設で、市長が認めるものとする。